

第2章 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進

第1節 再生可能エネルギーの導入促進

1. 山口県再生可能エネルギー推進指針

東日本大震災後、自立・分散型で災害に強く、温室効果ガスの排出量の少ない、太陽光や太陽熱、風力、中小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの重要性が再認識されている。

再生可能エネルギーは、資源として枯渇することがなく、一度利用しても短い期間に再生が可能であること、また、発電時や利用時に二酸化炭素を発生せず地球温暖化対策にも有効であることなど、「安心・安全の確保」の観点から、貴重なエネルギー源として注目されている。

また、「産業活力・地域活力の創造」の面からも県内企業の再生可能エネルギー関連製品・技術を活用し、その進展を図ることが、産業振興等に大きく寄与することから、その導入促進は極めて重要である。

このため、本県での再生可能エネルギーの導入を総合的・計画的に進めるため、平成25年3月に「山口県再生可能エネルギー推進指針」を策定した。

この指針では、エネルギーの種類毎の導入目標を掲げ、その達成に向け、積極的に取り組み8つの重点プロジェクトを設定し、県民、事業者、行政等が一体となった取組を進めることとしている。

2. 再生可能エネルギー導入のための推進方策

(1) 家庭や事業所への導入支援

住宅における県産の再生可能エネルギー関連設備の導入に対する補助制度、県民や事業者に対する融資制度や再エネアドバイザーの派遣、シンポジウムの開催、再エネ学習施設の情報提供により普及啓発を行い、再生可能エネルギーを導入するための幅広い支援を行った。

(2) 森林バイオマスエネルギー

平成25年3月に策定した「山口県バイオマス活用推進計画」に基づき、間伐材等の未利用森林資源の発電利用や木質ペレット燃料による熱利用システムの構築に取り組み、森林バイオマスエネルギーの利用拡大を図った。

(3) 中小水力発電所

国のエネルギー政策の見直しや再生可能エネルギー特別措置法の成立を受け、企業局が保有する既存施設の未利用落差を活用した小水力発電開発のモデルとして、事業化に向けた取り組みを進めている。

また、地域活性化やエネルギーの地産地消を目的として小水力発電の開発に取り組もうとする市町や地域の団体等を対象に、技術的な見地から助言や情報提供を行うこととしている。

なお、平成25年度末現在、県内には中小水力発電所が26箇所（最大出力合計107,827kW）設置されている。

(4) スマートコミュニティ

複数の企業等が連携し、エネルギーを有効利用するシステムの導入を支援するなど、スマートコミュニティ構築に向けた取組を促進し、その成果を県下に展開している。

3. 再生可能エネルギーの導入状況

県内の再生可能エネルギー等の導入状況は、第2-2-1表のとおりである。

第2-2-1表 県内の再生可能エネルギー等の導入状況（H25年度末）

○県全体

設備名	導入実績
太陽光発電	
一般家庭等	184,723kW
メガソーラー	57,266kW
風力発電	113,450kW
中小水力発電	107,827kW
バイオマス発電	83,791kW
バイオマス熱利用	113件
廃棄物由来	26件
ペレットボイラー	20件
ペレットストーブ	67件
太陽熱利用（H16～）	13,095件
地中熱利用	253件
E V等次世代自動車	
次世代自動車 ※	17%
急速充電器	28基

※当該年度の新車に占める割合

○県有施設

設備名	導入施設名	出力・台数
太陽光発電	県庁舎、周南総合庁舎、セミナーパークなど74箇所	約738kW
風力発電	山口きらら博記念公園など4箇所	約6kW
中小力発電	新阿武川発電所など12箇所	52,222kW
バイオマス熱利用		
ペレットボイラー	県林業指導センターなど7箇所	8基
ペレットストーブ	農林総合技術センターなど3箇所	3台
太陽熱利用	県庁舎など2箇所	
地中熱利用	県立豊浦高校	
E V等次世代自動車		55台
電気自動車（E V）	県庁舎など10施設	10台
ハイブリッド自動車	県庁舎など7施設	42台
クリーンディーゼル自動車	宇部空港管理事務所	1台
天然ガス車	県庁舎	2台

第2節 エネルギーの有効活用の推進

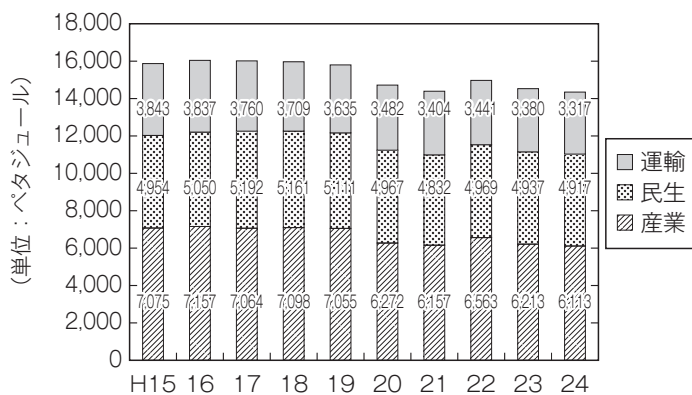
1. エネルギー消費の現況

(1) 国の現況

国のエネルギー消費の現況については、第2-2-1図のとおり、平成24年度は、産業、民生、運輸の各部門においてエネルギー消費量が減少したため、前年度実績を下回った。

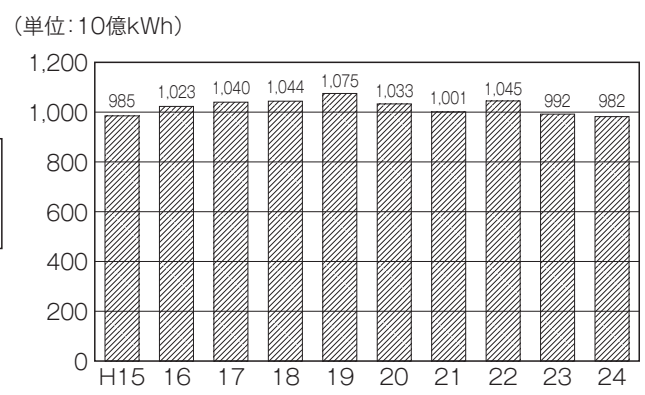
また、エネルギーは、最終的に石油製品、石炭、ガス、電力、熱といった形で消費されるが、それらのうち電力の需要量で見ると、第2-2-2図のとおり、平成24年度は、夏季の気温が比較的高めに推移し、冷房需要が増加したものの、節電の取り組みによる影響などから、前年度実績を下回った。

第2-2-1図 最終エネルギー消費の推移（全国）



(資料)資源エネルギー庁

第2-2-2図 需要電力量の推移（全国）



(資料)資源エネルギー庁

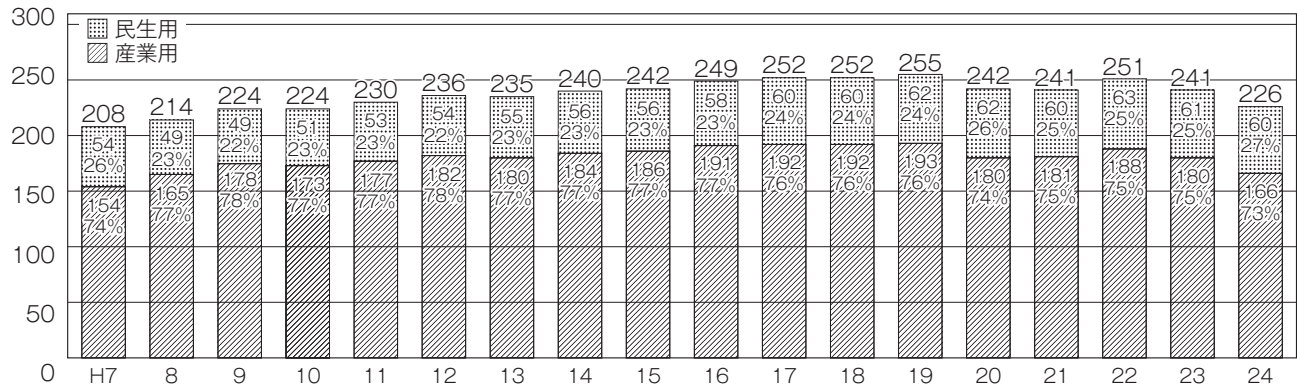
(2) 県の現況

本県のエネルギー消費については、電力の需要量で見ると、第2-2-3図のとおり、平成24年度は、民生用、産業用がともに前年度実績を下回った。

エネルギー消費の増加は、地球温暖化に影響のある二酸化炭素などの増加と密接に関わっており、各部門において一層の省エネルギーやエネルギーの有効利用の促進を図ることとしている。

第2-2-3図 部門別需要電力量の推移（山口県）

(単位: 億kWh)



(資料)山口県統計年報、県勢やまぐち、中国電力資料

2. 資源・エネルギーの効率的利用の推進

(1) 省エネルギービジョン

本県では、地球温暖化防止及びエネルギー消費の抑制を図るため、産業、民生、運輸等の各部門ごとに、その実態を踏まえた様々な省エネルギー活動の推進や実効性の高いプロジェクトの推進を図る「山口県省エネルギービジョン」を平成15年3月に策定した。

(2) 県のESCO事業への取組

本県では、省エネルギーの推進及び環境負荷の低減を図るため、山口県省エネルギービジョンに基づく重点プロジェクトの一つとして、また、地球温暖化地域推進計画の施策の一つとして、設計・施工、点検・保守、運転・監視、省エネルギー保証等の省エネルギーサービスを包括的に受けることのできる省エネルギー化事業（ESCO事業）の県関係施設における導入等を進めている。

県関係機関のうち、エネルギー消費量の大きい設備を優先して対策を講じており、平成16年度は県庁本庁舎に導入し、その効果は第2-2-2表のとおりである。

「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」のソフト面の取組とこのようなハード面の対策を併せて実施することによって、県関係機関から排出される二酸化炭素の削減に取り組んでいる。

第2-2-2表 ESCO事業の効果

施設名	主な対策	対策の効果
県庁本庁舎 (H16年度実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率照明システム導入 ・ボイラの高効率化 ・空調機の省エネ改善 ・太陽光発電の導入 ・エネルギー管理システム(BEMS)の導入 	《実績値（H24年度）》 ・CO ₂ 削減率 20.5% ・エネルギー削減率 19.8% (H13～15年度の平均値比)

(3) 県営住宅の環境負荷低減への取組

県営住宅については、平成24年度から次世代省エネルギー基準による断熱構造化を推進している。

また、自然エネルギーを活用するため、団地内に太陽光発電による街灯（ソーラー街灯）の設置を進めている。（第2-2-3表）



ソーラー街灯(東岐波団地)

第2-2-3表 県営住宅における太陽光発電（ソーラー街灯）の設置状況

年度		H21以前	22	23	24	25	26	合計
設置数	団地数	25	3	2	3	2	2	37※
	基数	28	4	2	3	3	2	42

※年度別設置団地延べ数。(実団地数は14団地)

(4) エコスクールの整備推進

学校施設においても、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設づくりが求められており、経済危機対策に関する施策「スクール・ニューディール」構想より、太陽光パネル設置をはじめとした学校エコ改修が図られている。

また併せて、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省が連携協力し、環境を考慮した学校施設（エコスクール）のモデル的整備を推進している。

エコスクールパイロット・モデル事業の平成25年度実施校は、第2-2-4表、平成26年度実施予定校は、第2-2-5表のとおりである。

第2-2-4表 パイロット・モデル事業の実施校（平成25年度）

市町名	学校名	計画建物	計画内容	備考
山 口 市	宮野小学校 秋穂小学校	屋体（R1階：1,461㎡） 校舎（R2階：2,576㎡）	太陽光発電 省エネルギー・省資源	H25-26 継続事業
萩 市	見島小学校	校舎（W1階：1,100㎡）	木材利用型	H25-26 継続事業
防 府 市	右田小学校 桑山中学校	校舎（R3階：5,679㎡） 校舎（R3階：4,979㎡）	太陽光発電 省エネルギー・省資源	H25-26 継続事業
長 門 市	油谷小学校	校舎（R2階：3,197㎡） 屋体（RS2階：986㎡）	太陽光発電、木材利用	H25-26 継続事業
下 松 市	豊井小学校	校舎（S2階：487㎡）	木材利用型	
周 南 市	菊川中学校	校舎（R2階：771㎡）	木材利用型	

第2-2-5表 パイロット・モデル事業の実施予定校（平成26年度）

市町名	学校名	計画建物	計画内容	備考
萩 市	明木小学校	校舎（R2階：2,000㎡）	省エネルギー・省資源 木材利用型	H26-27 継続事業
防 府 市	西浦小学校	校舎（R3階：1,600㎡）	太陽光発電 省エネルギー・省資源	H26-27 継続事業

第3節 地球温暖化対策の推進

1. 地球温暖化の現状

大気中には、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが含まれており、これらのガスの温室効果により、地球の平均気温約15℃という人や動植物にとって住み良い大気温度が保たれてきたが、産業革命以降、化石燃料を大量に燃焼させるなど、人の活動に伴って排出される温室効果ガス量が急速に増えてきた。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書第1作業部会報告書によれば、19世紀後半から21世紀前半にかけて、世界の平均地上気温の上昇（約0.85℃）や平均海面水位の上昇（約0.19m）、暑い日や大雨の頻度などの増加、氷河や積雪面積の減少など、様々な気候の変化が観測されており、人間活動が20世紀半ば以降観測された地球温暖化の主な要因であった可能性が極めて高いとされている。

(1) 国の温室効果ガス排出量

平成24年度の国における温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は、13億4,300万トンであり、基準年度比で6.5%増加し、前年度比では2.8%増加している。（第2-2-6表）（第2-2-7表）

前年度からの排出量増加の原因としては、景気回復及び火力発電の増加によって化石燃料消費量が増加したことが考えられる。

第2-2-6表 温室効果ガス排出量（全国）

（単位：百万t-CO₂）

年 度	H 2 (1990) (基準年度)	H23 (2011)	H24 (2012)	前年度比		基準年度比	
				前年度比	基準年度比		
二酸化炭素(CO ₂)	1,144	1,241	1,276	2.8%	11.5%		
エネルギー起源	1,059	1,173	1,208	2.9%	14.0%		
非エネルギー起源	85.1	67.5	68.1	0.8%	△20.0%		
メタン(CH ₄)	33.4	20.3	20.0	△1.4%	△40.1%		
一酸化二窒素(N ₂ O)	32.6	20.5	20.2	△1.3%	△38.0%		
代替フロン等3ガス	51.2	25.1	27.3	8.6%	△46.7%		
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	20.2	20.5	22.9	12.1%	13.4%		
パーフルオロカーボン(PFCs)	14.0	3.0	2.8	△8.6%	△80.4%		
六ふっ化硫黄(SF ₆)	16.9	1.6	1.6	△3.2%	△90.6%		
合 計	1,261	1,307	1,343	2.8%	6.5%		

注) 四捨五入により、合計値が合致しない場合がある。

第2-2-7表 二酸化炭素排出量（全国）

（単位：百万t-CO₂）

年 度	H 2 (1990) (基準年度)	H23 (2011)	H24 (2012)	前年度比		基準年度比	
				前年度比	基準年度比		
エネルギー起源計	1,059	1,173	1,208	2.9%	14.0%		
産業部門	482	417	418	0.1%	△13.4%		
民生業務部門	164	250	272	8.9%	65.8%		
民生家庭部門	127	189	203	7.8%	59.7%		
運輸部門	217	230	226	△1.4%	4.1%		
エネルギー転換部門	67.9	87.6	87.8	0.2%	29.4%		
非エネルギー起源	85.1	67.5	68.1	0.8%	△20.0%		
合 計	1,144	1,241	1,276	2.8%	11.5%		

注) 四捨五入により、合計値が合致しない場合がある。

(2) 県の温室効果ガス排出量の推移

平成23年度の県における温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）は、4,168万トンであり、前年度比で1.8%減少し、基準年度比では15.5%減少している。（第2-2-8表、第2-2-4図）

温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素の排出量においても、前年度比で1.8%減少し、基準年度比では16.1%減少している。（第2-2-9表）

本県の温室効果ガス排出量は、景気動向やCO₂削減に向けた県民運動の効果により、基準年度から減少傾向にある。前年度からの減少要因としては、事業者の自主行動計画に沿った着実な取組や、家庭における県民運動の効果によるものが上げられる。

第2-2-8表 温室効果ガス排出量（山口県）

（単位：万t-CO₂）

年 度	H17(2005) (基準年度)	H22 (2010)	H23 (2011)	前年度比		基準年度比	
				前年度比	基準年度比		
二酸化炭素(CO ₂)	4,806	4,107	4,032	△1.8%	△16.1%		
エネルギー起源	4,020	3,515	3,426	△2.5%	△14.8%		
非エネルギー起源	786	592	606	2.4%	△22.9%		
メタン(CH ₄)	24	23	23	△1.7%	△4.7%		
一酸化二窒素(N ₂ O)	98	93	90	△3.7%	△8.8%		
代替フロン等3ガス	7	22	24	8.2%	260.6%		
水素化フルオロカーボン(HFCs)	6	21	23	7.9%	266.6%		
パーフルオロカーボン(PFCs)	0	0	0	0.0%	0.0%		
六ふっ化硫黄(SF ₆)	0	1	1	16.7%	133.3%		
合 計	4,934	4,244	4,168	△1.8%	△15.5%		

注) 四捨五入により、合計値が合致しない場合がある。

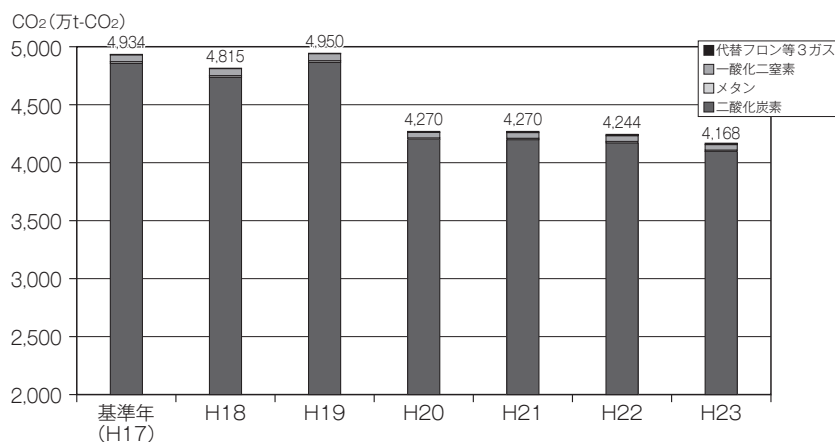
第2-2-9表 二酸化炭素排出量（山口県）

（単位：万t-CO₂）

年 度	H17(2005) (基準年度)	H22 (2010)	H23 (2011)	前年度比		基準年度比	
				前年度比	基準年度比		
エネルギー起源計	4,020	3,515	3,426	△2.5%	△14.8%		
産業部門	3,114	2,743	2,650	△3.4%	△14.9%		
民生業務部門	276	223	219	△1.6%	△20.7%		
民生家庭部門	253	241	238	△1.2%	△5.7%		
運輸部門	371	306	317	3.4%	△14.7%		
エネルギー転換部門	5	2		△0.6%	△67.4%		
非エネルギー起源	786	592	606	2.4%	△22.4%		
合 計	4,806	4,107	4,032	△1.8%	△16.1%		

注) 四捨五入により、合計値が合致しない場合がある。

第2-2-4図 山口県の温室効果ガス排出量の推移



2. 地球温暖化対策への取組

(1) 国の取組

平成9年12月に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約」の第3回締結国会議（COP3）において、法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択され、我が国の、温室効果ガスの総排出量について「平成20（2008）年から平成24（2012）年の第1約束期間に平成2（1990）年レベル（代替フロン等3ガスについては平成7（1995）年を基準年。）から6%削減する」との目標が定められた。

これを受け、国は、地球温暖化対策推進法に基づく計画として「京都議定書目標達成計画」を平成17年4月に閣議決定し、京都議定書の6%削減目標を確実に達成するために必要な施策に取り組むとともに、平成20年3月に全部改定を行い、取組内容の強化を図ってきた。

京都議定書目標達成計画は平成24年度末をもって終了し、京都議定書第二約束期間の取組が始まったが、我が国は、この枠組みには参加しないこととし、平成25年11月にカンクン合意に基づく新たな目標（平成32（2020）年までに平成17（2005）年度比3.8削減）を登録し、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととした。

現在、京都議定書目標達成計画の実施結果を通じて得られた知見を十分に活用しながら、東日本大震災及び福島第一原発の事故を受けたエネルギー政策の検討状況を考慮しつつ、今後の地球温暖化対策に関する対策・施策を位置付けた計画を策定する予定としている。

(2) 県の取組

本県では「山口県環境基本計画」において、産業・運輸・民生等の各部門における温室効果ガス排出状況を踏まえながら、排出量の削減と吸収源の確保の両面から、すべての主体の具体的な活動・取組を促進している。

また、国の新たな温室効果ガス削減目標に関する施策を勘案し、社会情勢の変化や本県の実情を踏まえ、本年8月に「山口県地球温暖化対策地域推進計画」を「山口県地球温暖化対策実行計画」に改定したところである。

ア ストップ・地球温暖化の推進

平成10年度から、「地球となかよし県民運動」を開始し、地域における啓発活動のリーダーとして「地球となかよし県民運動推進員（地球温暖化防止活動推進員）」を全国に先駆けて委嘱し、平成26年度は市町長委嘱を含め県内117名の地球温暖化防止活動推進員が活躍している。

平成13年度には、（公財）山口県予防保健協会を「山口県地球温暖化防止活動推進センター」として指定し、研修等を通じた推進員、民間団体への活動支援、温暖化防止セミナー等の開催による普及啓発等を行い、各地域における具体的な地球温暖化防止活動の取組を支援、促進している。

イ 環境やまぐち推進会議

環境やまぐち推進会議は、低炭素社会や循環型社会、自然との共生などの実践活動及び普及啓発活動を積極的に推進することを目的に、平成19年3月「快適なくらしづくり山口県推進協議会」を改組して発足した。

本会議は、企業、民間団体、大学、市町地球温暖化対策地域協議会、行政機関など各分野の委員で構成され、地球温暖化対策推進法第26条の規定に基づく地球温暖化対策地域協議会としても位置づけており、県民運動の推進母体として自主的な実践活動等を進める重要な役割を担っている。

ウ CO₂削減県民運動促進事業

民生部門のCO₂排出量の削減対策を進めるため、平成20年度より、各市町地球温暖化対策地域協議会と連携して、四季に応じた県内一斉キャンペーンを実施し、県民運動の強化に取り組んでいる。

平成25年度事業実績及び平成26年度事業計画は第2-2-10表、第2-2-11表のとおり。

第2-2-10表 平成25年度事業実績

キャンペーン名	期 間	取 組 実 績	CO ₂ 削減量 (t)
やまぐち省エネ・エコポイントキャンペーン	○7～9月	○参加者数：733世帯	13
緑のカーテン	○5～9月	○家 庭：推計69,100世帯 ○事業所：推計25,100事業所	7,920
ノーマイカー通勤	○前期：6月 ○後期：12月 ○10月18日(金)	○参加事業者数：1,617施設 ○ノーマイカー通勤者数：約50,000人	181
ライトダウン	○前期：6～7月 ○後期：12月	○参加事業者数：1,449施設 ○削減電力量：143,508kWh	72

第2-2-11表 平成26年度事業計画

キャンペーン名	期 間	取 組 内 容
やまぐち省エネ・エコポイントキャンペーン	○7～9月	○省エネ・エコ活動の取組実績に応じて、県内スーパーで利用できるクーポン券を配布する。
緑のカーテン	○5～9月	○家庭、事業所、公共施設における緑のカーテンの設置を促進する。
ノーマイカー運動	○前期：6月 ○後期：12月	○事業所・団体等において、期間中にノーマイカーデーを1日以上実施する。
県内一斉ノーマイカーデー	○実施日：10/17(金)	○10月の第3金曜日を県内一斉ノーマイカーデーとし、市町等と連携して、県内の事業所・団体等にノーマイカー通勤の呼びかけを行う。
ライトダウン	○前期：6/21～7/7 ○後期：12月	○事業所・団体等において、夜間の屋外照明施設の消灯や職場や家庭での不要な電気の消灯の呼びかけを行う。
ぶちエコ“わが家”キャンペーン	○通年	○ぶちエコ“わが家”「3つの誓い」「7つの実践」に基づき、クールビズ、ウォームビズ、エコドライブの取組を促進する。

エ CO₂削減新社会システムの構築

CO₂削減に向けた企業等の自主的な取組を推進するため、県独自のやまぐちエコ市場Webサイトを利用したカーボン・オフセットシステムの運用や国内クレジット制度の利用促進、森林整備等によるCO₂削減認証制度の創設など、CO₂削減効果の高い新たな社会システムの普及・定着に向けた取組を総合的に推進している。

特に、大規模なイベントにおいて、県独自のカーボン・オフセットシステムを利用した取組の促進を図っている。

オ 地球温暖化対策実行計画

(ア) 山口県庁エコ・オフィス実践プラン（山口県地球温暖化対策実行計画）

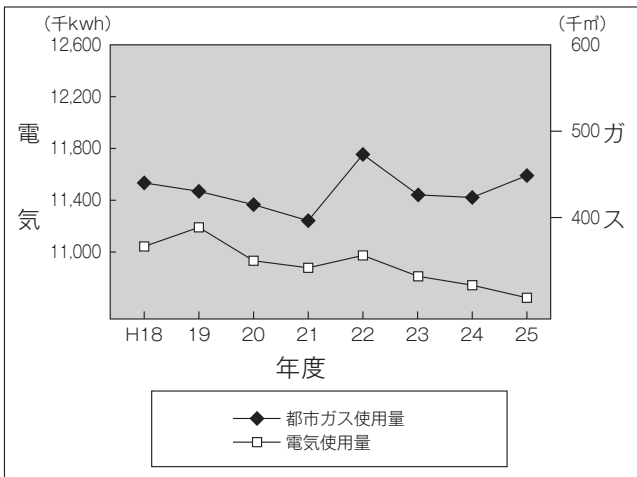
平成10年3月に策定した「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」に基づき、県自らが、事業者・消費者として環境保全のための具体的な行動を推進している。平成15年6月に「山口県地球温暖化対策実行計画」と統合し、平成25年8月に数値目標等の見直しを行った。

同計画では、県の事務事業に伴う二酸化炭素排出量を平成29年度において、平成24年度レベルの5%削減する目標を掲げ、削減に取り組んでいる。

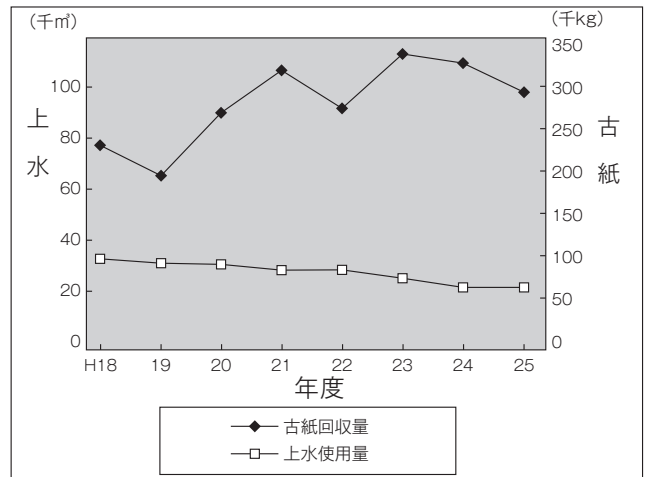
(イ) 実施状況

本庁（議会、警察本部含む）におけるエネルギー等の使用量は、第2-2-5図及び第2-2-6図のとおり、夏季の重点的な節電対策や設備改修の効果等により、電気使用量、上水道使用量は前年度より削減している。

第2-2-5図 電気・都市ガス使用量推移
（本庁（議会、警察本部含む。））



第2-2-6図 上水道使用量及び古紙回収量推移
（本庁（議会、警察本部含む。））



(ウ) 温室効果ガスの総排出量

県の事務・事業に伴い排出する温室効果ガスの総排出量（平成25年度）は、第2-2-12表のとおりであり、温室効果ガスの94.2%は二酸化炭素である。また、発生原因別の割合は、電気の使用によるものが66.7%で最も多く、次いで自動車の走行が15.1%、次いで燃料（自動車・船舶を除く）の燃焼が9.4%の順となっており、これら3種類で全体の91.2%を占めている。

第2-2-12表 県の事務・事業に伴い排出する温室効果ガスの排出量（平成25年度）（二酸化炭素換算：トン）

区 分	二酸化炭素 CO ₂	メタン CH ₄	一酸化窒素 N ₂ O	ハイドロフル オロカーボン HFCs	合 計 (割合%)
燃料の燃焼(自動車・船舶除く。)	3,456	13	9	0	3,478 (9.4%)
電 気 の 使 用	24,621	0	0	0	24,621 (66.7%)
自 動 車 の 走 行	5,263	9	254	39	5,564 (15.1%)
船 舶 の 航 行	1,428	3	12	0	1,444 (3.9%)
そ の 他	0	1,416	398	0	1,814 (4.9%)
合 計 (割合:%)	34,768 (94.2%)	1,441 (3.9%)	674 (1.8%)	39 (0.1%)	36,921 (100.0)

※四捨五入により合計値が合致しない場合がある

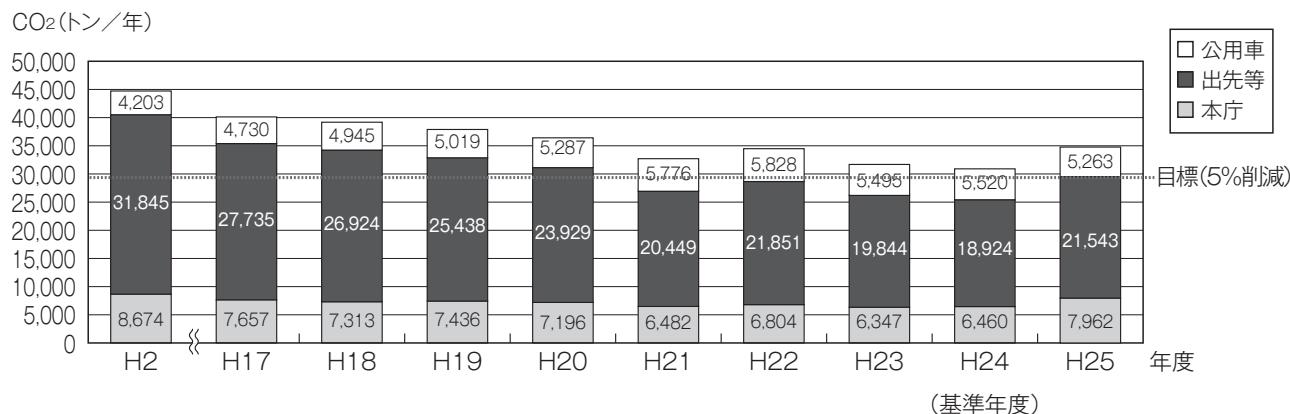
また、温室効果ガスのうち削減目標を設定している二酸化炭素の排出量は、第2-2-7図のとおりである。

再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進

県庁全体の排出量をみると、前年度の排出量の12.5%増となっている。

これは、発電に占める火力の割合の増加等に伴い、電力排出係数が悪化した影響であり、県庁の電気使用量でみると、前年度に比べ減少している。

第2-2-7図 県庁全体の二酸化炭素排出量の推移



カ 低公害車の普及促進

県では、公用車の新規購入・更新に当たっては、原則低公害車に切り替えるなど、環境にやさしい車両の導入に取り組んでいる。平成25年度末現在で、ハイブリッド自動車42台、天然ガス自動車2台など低公害車1,265台及び自動車天然ガス充填施設1基を利用している。また、平成24年度に、電気自動車を10台導入し、通常業務での使用のほか、イベントでの展示等、地球温暖化対策に資する低公害車の普及に努めている。

さらに、平成12年度からは、単県制度の「地球にやさしい環境づくり融資事業」において、第2-2-13表のとおり、個人向けの低公害車購入等に必要な資金の融資を行い、低公害車の普及促進を図っている。

第2-2-13表 融資・償還条件（個人向け・低公害車）

融資対象	電気自動車、ハイブリッド自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、LPG自動車
融資利率	年1.7%
融資期間	5年以内
融資限度額	500万円/件
償還方法	元利均等月賦償還
保証料	取扱金融機関の定めるところによる

(3) 市町の取組

ア 地方公共団体実行計画

(ア) 区域施策編

下関市、宇部市、山口市において策定されている。

(イ) 事務事業編

市町自らの温室効果ガスの削減計画である「事務事業編」は、平成24年度までに全市町で策定されている。

イ 地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策地域協議会は、温室効果ガス排出量の削減を図るため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第26条第1項の規定に基づき、市町、事業者、民間団体、住民等が構成員となり、連携して、日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等に関し、必要となるべき措置について協議し、具体的に対策を実践することを目的として組織するもので、平成20年度までに県内全市町に設置されている。

第4節 省エネ・節電等による環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの構築

1. 省エネ・節電の取組強化

東日本大震災を踏まえ、「ぶちエコ“わが家”“わが社”」のキャッチフレーズのもと、より一層の節電等エコライフの実践的な取組を強化した。

○県庁内の取組強化

- ・山口県版スーパークールビズ
公務員としての品位を保つことを前提に、着用できる服装の範囲を拡大
- ・庁舎内の節電徹底
不要場所の消灯の徹底や職員の階段利用の励行等、取組を強化

○県民向けエコライフのPR強化

～ぶちエコ“わが家”「3つの誓い」と「7つの実践」～

冷房28℃の設定や緑のカーテンなど、具体的な取組内容を示して家庭や事業所における環境に配慮したライフスタイルの徹底を呼びかけ

PR手法

- ・「エコライフ取組ガイド」をホームページ上に掲載
- ・Web版「環境家計簿」を用いた省エネ・節電コンテストの実施

【ぶちエコ“わが家”「3つの誓い」】

- ・省エネ行動に取り組み、節電に努めます
- ・車を控えて、ガソリンの節約に努めます
- ・リサイクルや、環境美化活動に取り組みます

【ぶちエコ“わが家”「7つの実践」】

- ・冷暖房の設定は適正な温度に！ ～冷房は「28℃」、暖房は「20℃」～
- ・暑さ、寒さは「クールビズ」や「ウォームビズ」でしのごう
- ・TVや照明はこまめなスイッチOFFで節電に努めよう
- ・近距離の通勤・買い物は徒歩・自転車で行こう
- ・買い物にはマイバッグを持参し、ムダなレジ袋は断ろう
- ・自分で出したごみは持ち帰ろう
- ・環境美化活動に参加しよう

さらに、平成26年度も、昨年度同様に国の電力需給対策を受け、「ピークカットPMキャンペーン」として、電力需要が最大となる午後の時間帯における節電を呼びかけた。

【ピークカットPMキャンペーン】

電力需要が最大となる午後の時間帯における節電を呼びかけ

○県庁・出先機関

- ・ピークカットメニューを実践
～OA機器等の省エネ使用の励行、大量コピーの自粛 等～

○県民・事業者

- ・「ピークカット取組事例集」の周知等

2. 地産・地消の拡大

これまで、平成18年に設立した「やまぐちの農水産物需要拡大協議会」を中心に、生産者、流通・加工関係者、消費者が協働して、「地産・地消」の推進に向けて取り組んできたが、平成25年から、木材や観光、畜産も含めた「やまぐちの農林水産物需要拡大協議会」に改組し、農林水産業一体となって流通販売対策を展開しているところである。

近年、地球規模で食糧問題や温暖化問題が深刻化する中、地元で生産されたものを地元で消費する「地産・地消」の取組を通じて、食料自給率の向上や環境に優しい取組の推進を図ることが益々重要となってきている。

食料の輸送手段である飛行機、トラック、船などのエネルギー源には、化石燃料（石油）が使用されているため、フードマイレージが大きいほど二酸化炭素（CO₂）の排出量が増加し地球温暖化に対する負荷が増大することから、消費者のフードマイレージに対する意識醸成を行い、環境負荷の小さい県産農林水産物を選択する消費行動に繋げていくことは、環境面で有効であるとともに、農林水産物の「地産・地消」にも資するものである。

このため、「やまぐちの農林水産物需要拡大協議会」において、「地産・地消」の推進拠点である県内の「販売協力店」や「販売協力専門店」と協働した、四季折々の旬を感じさせる県産農林水産物による販売促進キャンペーンを実施するとともに、この取組に併せて、県産農林水産物を購入するメリットを感じていただくための仕組みとして、「販売協力店」の既存ポイントを活用した本県独自のポイント制度を実施し、消費者の県産農林水産物への理解を深め、フードマイレージの考え方を普及啓発することにより、県産農林水産物の需要拡大を推進することとしている。

今後とも、「地産・地消は、地元を愛する心が育てます！」を合い言葉に、生産、流通・加工、消費という地域内循環を一層促進し、地域の農林水産業の活性化や地球温暖化の防止などに繋がる「地産・地消」の取組を積極的に推進していく。

3. グリーン購入、エコイベントの促進

本県では、環境にやさしい物品等の購入（グリーン購入）の推進について、平成13年4月から「グリーン購入の推進方針」及び「グリーン購入ガイド」に基づき積極的に取り組んでいる。これらについては、毎年3月に改正し、ガイドに掲載する品目の追加等その内容の充実を図っている。

平成25年度のグリーン購入の実績は、文具類、用紙類など18分野253品目について、調達具体的な判断基準を定めるとともに、これに基づいて原則100%の調達目標を設定し、グリーン製品の優先的な購入に努めた。

このうち、紙類、文具類等の16分野168項目の購入実績は、第2-2-14表のとおり調達総量ベースで97.0%であった。

本年度は対象分野を拡大し、18分野253品目について調達の具体的な判断基準を定め、グリーン購入の着実な取組を進めることとしている。

さらに、「環境配慮型イベント（エコイベント）開催指針」を平成14年3月に策定し、県が主催等するイベント（参加者1,000人以上）を対象に環境に配慮した取組を行っており、平成25年度では、11件のエコイベント（延べ参加人数：約12.5万人）を開催し、ごみの持ち帰りなど、環境に配慮した取組を実施した。

また、環境に配慮したイベントの取組を県民活動として定着させることを目的に、平成21年度に市町・民間向けの「エコイベントマニュアル」を作成し、周知を図っており、平成23年10月に開催した「おいでませ！山口国体・山口大会」においても、環境に配慮した取組を実施した。

第2-2-14表 グリーン購入分野別状況(一覧) 調達総量ベース

(単位：%)

分野	紙類	文房具	機器類	OA機器	携帯電話	家電製品	温水器等	エアコン ディショ ナー等	照明
品目数	7	84	10	19	2	6	4	3	5
平成25年度	97.1	96.3	94.4	89.8	0	84.4	100.0	38.2	72.4
平成24年度	97.4	73.3	94.8	93.5	0	80.4	61.5	80.0	42.6
平成23年度	96.5	88.9	94.9	74.1	40.0	78.5	1.3	62.5	67.6
平成22年度	96.6	91.5	92.9	77.1	66.0	95.6	80.0	94.2	84.6

分野	自動車	消火器	制服・ 作業服	インテリア・寝装 寝具	作業用 手袋	その他 繊維製品	役務	計
品目数	4	1	3	10	1	7	1	167
平成25年度	59.1	86.1	79.6	59.1	34.2	9.9	51.6	97.0
平成24年度	88.0	96.8	85.2	90.4	42.8	20.4	78.3	96.8
平成23年度	63.6	79.2	44.8	89.6	85.7	76.7	98.4	96.4
平成22年度	57.2	83.3	79.6	33.5	45.9	41.0	81.3	96.5

注) 品目数は平成25年度数値